

平成31年第1回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(平成31年3月6日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額の決定及び和解について）	7
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号））	13
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号））	27
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	43
議 案	2	市道路線の認定等について	47
議 案	3	指定管理者の指定について	57
議 案	4	阪南市の火葬場に係る事務を泉南市が受託することに関する協議について	61
議 案	5	泉南市健全な財政運営に関する条例の制定について	65
議 案	6	泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	71
議 案	7	一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	79
議 案	8	泉南市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	83

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	9	泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	87
議 案	10	泉南市立青少年の森条例の一部を改正する条例の制定について	91
議 案	11	泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	95
議 案	12	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	99
議 案	13	泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	103
議 案	14	平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第13号）	107
議 案	15	平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第3号）	153
議 案	16	平成30年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第1号）	161
議 案	17	平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	169
議 案	18	平成30年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	181
議 案	19	平成31年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議 案	20	平成31年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊

議案	21	平成31年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議案	22	平成31年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議案	23	平成31年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議案	24	平成31年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議案	25	平成31年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議案	26	平成31年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議案	27	平成31年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議案	28	平成31年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議案	29	平成31年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議案	30	平成31年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議案	31	平成31年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案	32	平成31年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議案	33	平成31年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	34	平成 3 1 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	35	平成 3 1 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	36	平成 3 1 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 損害賠償の額の決定及び和解について

専決理由

施設の管理が不十分であったことにより生じた住宅損傷に係る損害賠償について、早期に被害者を救済する必要から、専決処分したものである。

専決甲第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額を決定し、和解することについて、下記のように定める。

平成30年12月27日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 相手方 住所 泉南市内

氏名 ○○ ○○

2 事案の概要

(1) 事故発生年月日 平成30年9月4日

(2) 事故発生場所 泉南市○○○○番 相手方自宅

(3) 事故の状況

平成30年台風第21号の通過時の午後2時過ぎ、泉南市子ども総合支援センター遊戯室屋上の構造物が、当セン

ター北側にある相手方自宅の屋根から中庭へと落下し、屋根及び外壁面を損傷させ、天井、内壁面及び床面が浸水し、被害を与えた。

3 損害賠償額 金 3, 6 7 7, 9 5 9 円

4 和解条項

- (1) 泉南市（以下「乙」という。）は、相手方（以下「甲」という。）に対し、本件事故に係る損害賠償債務として、金 3, 6 7 7, 9 5 9 円の支払義務があることを認める。
- (2) 甲は、その余の請求を放棄する。
- (3) 甲及び乙は、本件事故に関し、甲と乙の間には、本合意に定めるものの他何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 損害賠償の責任が生じた理由

施設の管理が不十分であったため腐食した構造物が飛散した事故であり、国家賠償法（昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、被害者に対し損害賠償の責任が生じたため。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）

専決理由

平成30年台風第21号による損害賠償に要する経費について、緊急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第8号

平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）

平成30年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,481,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月27日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,787,283	3,678	2,790,961
	1)地方交付税	2,787,283	3,678	2,790,961
歳入	合計	25,477,534	3,678	25,481,212

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 民生費		10,679,122	3,678	10,682,800
	2) 児童福祉費	3,876,297	3,678	3,879,975
歳 出	合 計	25,477,534	3,678	25,481,212

平成30年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
10 地方交付税		2,787,283	3,678	2,790,961			
(1) 地方交付税		2,787,283	3,678	2,790,961			
	1) 地方交付税	2,787,283	3,678	2,790,961	1. 地方交付税	3,678	
歳 入 合 計		25,477,534	3,678	25,481,212			

款 10 地方交付税 項 1 地方交付税 目 1 地方交付税

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	35.3
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.6
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.2
(9) 地方特例交付金	40,578		40,578	0.2
(10) 地方交付税	2,787,283	3,678	2,790,961	11.0
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	3.9
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.5
(14) 国庫支出金	4,109,566		4,109,566	16.1
(15) 府支出金	1,828,743		1,828,743	7.2
(16) 財産収入	69,808		69,808	0.3
(17) 寄 附 金	164,315		164,315	0.6
(18) 繰 入 金	1,158,571		1,158,571	4.6
(19) 諸 収 入	238,332		238,332	0.9
(20) 市 債	3,161,463		3,161,463	12.4
(21) 繰 越 金	9,863		9,863	—

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	25,477,534	3,678	25,481,212	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	223,101		223,101	0.9
(2) 総務費	2,100,304		2,100,304	8.2
(3) 民生費	10,679,122	3,678	10,682,800	41.9
(4) 衛生費	3,149,004		3,149,004	12.4
(5) 農林水産業費	164,306		164,306	0.7
(6) 商工費	85,341		85,341	0.3
(7) 土木費	1,524,188		1,524,188	6.0
(8) 消防費	1,002,995		1,002,995	3.9
(9) 教育費	2,847,812		2,847,812	11.2
(10) 公債費	2,988,039		2,988,039	11.7
(11) 諸支出金	351,445		351,445	1.4
(12) 予備費	287,000		287,000	1.1
(13) 災害復旧費	74,877		74,877	0.3
歳出合計	25,477,534	3,678	25,481,212	100.0

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）

専決理由

平成30年台風第21号による被災農業者向け経営体育成支援事業に要する経費について、緊急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第1号

平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）

平成30年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,587,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年2月14日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(15)府支出金		1,828,743	82,283	1,911,026
	2)府補助金	474,236	82,283	556,519
(18)繰入金		1,158,571	24,412	1,182,983
	1)基金繰入金	1,152,674	24,412	1,177,086
歳入合計		25,481,212	106,695	25,587,907

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(5) 農林水産業費		164,306	106,695	271,001
	1) 農業費	152,833	106,695	259,528
歳 出	合 計	25,481,212	106,695	25,587,907

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
農林水産業費	農業費	台風第21号災害対策事業	82,781千円

平成30年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15							
府支出金		1,828,743	82,283	1,911,026			
(2)							
府補助金		474,236	82,283	556,519			
	4)						
	農林水産業費補助金	13,566	82,283	95,849	14.		
					被災農業者向け経営 体育成支援事業補助金	82,283	
18							
繰入金		1,158,571	24,412	1,182,983			
(1)							
基金繰入金		1,152,674	24,412	1,177,086			
	7)						
	財政調整基金繰入金	259,567	24,412	283,979	1.		
					財政調整基金繰入金	24,412	
歳 入 合 計		25,481,212	106,695	25,587,907			

款 18 繰 入 金 項 1 基金繰入金 目 7 財政調整基金繰入金

歳 出

款 5 農林水産業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
5 農林水産業費	164,306	106,695	271,001	82,283	24,412		
				府支出金 82,283			
(1) 農 業 費	152,833	106,695	259,528	82,283	24,412		
				府支出金 82,283			
3) 農業振興費	14,823	106,695	121,518	82,283	24,412		
				府支出金 82,283			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	106,695		6,043
[7] 台風第21号災害 対策事業		106,695	106,695	82,283	24,412	産業観光課	
				府支出金 82,283			
				[被災農業者向け経 営体育成支援事業 補助金 82,283]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	106,695	被災農業者向け経営体育成支援事業補助金	
歳 出 合 計	25,481,212	106,695	25,587,907	82,283	24,412		
				府支出金 82,283			

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	35.2
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.5
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.2
(9) 地方特例交付金	40,578		40,578	0.2
(10) 地方交付税	2,790,961		2,790,961	10.9
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	3.9
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.5
(14) 国庫支出金	4,109,566		4,109,566	16.1
(15) 府支出金	1,828,743	82,283	1,911,026	7.5
(16) 財産収入	69,808		69,808	0.3
(17) 寄 附 金	164,315		164,315	0.6
(18) 繰 入 金	1,158,571	24,412	1,182,983	4.6
(19) 諸 収 入	238,332		238,332	0.9
(20) 市 債	3,161,463		3,161,463	12.4
(21) 繰 越 金	9,863		9,863	—

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	25,481,212	106,695	25,587,907	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	223,101		223,101	0.9
(2) 総務費	2,100,304		2,100,304	8.2
(3) 民生費	10,682,800		10,682,800	41.7
(4) 衛生費	3,149,004		3,149,004	12.3
(5) 農林水産業費	164,306	106,695	271,001	1.1
(6) 商工費	85,341		85,341	0.3
(7) 土木費	1,524,188		1,524,188	6.0
(8) 消防費	1,002,995		1,002,995	3.9
(9) 教育費	2,847,812		2,847,812	11.1
(10) 公債費	2,988,039		2,988,039	11.7
(11) 諸支出金	351,445		351,445	1.4
(12) 予備費	287,000		287,000	1.1
(13) 災害復旧費	74,877		74,877	0.3
歳出合計	25,481,212	106,695	25,587,907	100.0

議案第 1 号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 31 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達市場 2 1 7 9 番地
氏 名 片木 哲男（かたぎ てつお）
生年月日 昭和 25 年 7 月 8 日
職 業 会社役員

提案理由

片木哲男氏は、平成 31 年 3 月 13 日をもって任期満了となるが、教育委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

片木 哲男 氏 経歴

昭和51年	3月	大阪市立大学文学部史学地理学科卒業	
同	51年	4月	大阪府立千里高等学校非常勤講師
同	54年	4月	神奈川県立商工高等学校教諭
同	55年	4月	大阪府立伯太高等学校教諭
同	58年	4月	三和紡績株式会社入社
平成	1年	4月	泉南市立信達幼稚園PTA会長
同	7年	4月	泉南市青少年指導員
同	12年	12月	泉南市都市計画審議会委員
同	15年	1月	株式会社りんくうライフサポート取締役（現在に至る）
同	23年	3月	泉南市教育委員会委員（現在に至る）
同	30年	4月	泉南市教育委員会教育長職務代理（現在に至る）

議案第 2 号

市道路線の認定等について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次の路線の認定及び廃止について議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

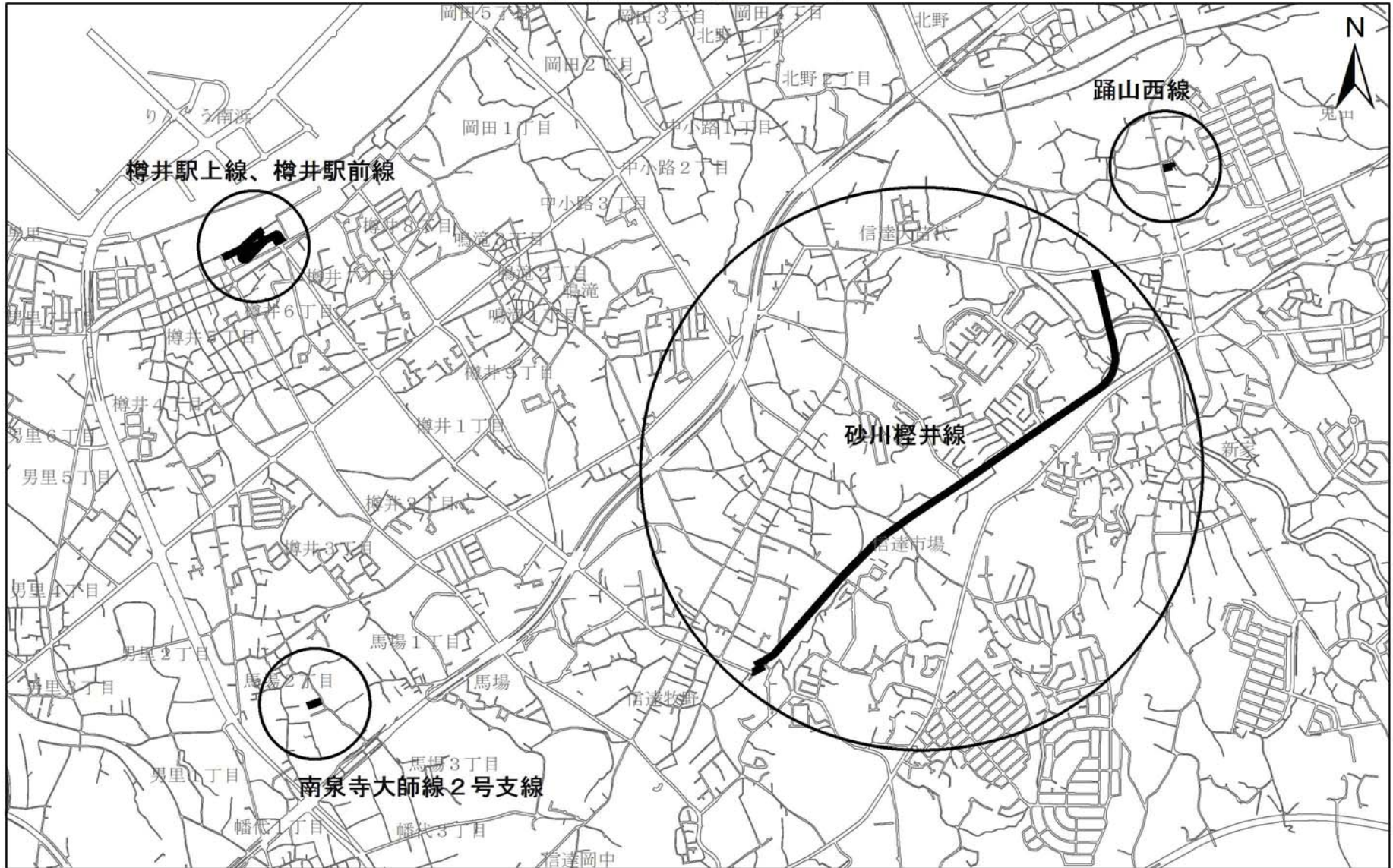
1 廃止路線

路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重 要 な 経 過 地
	終 点			
樽井駅上線	樽井 1748-1 番地先	3.1m~2.3m	168.2m	
	樽井 1724-1 番地先			
砂川檜井線	信達市場 1040-2 番地先	18.0m~18.0m	894.0m	
	信達大苗代 34-4 番地先			

2 認定路線

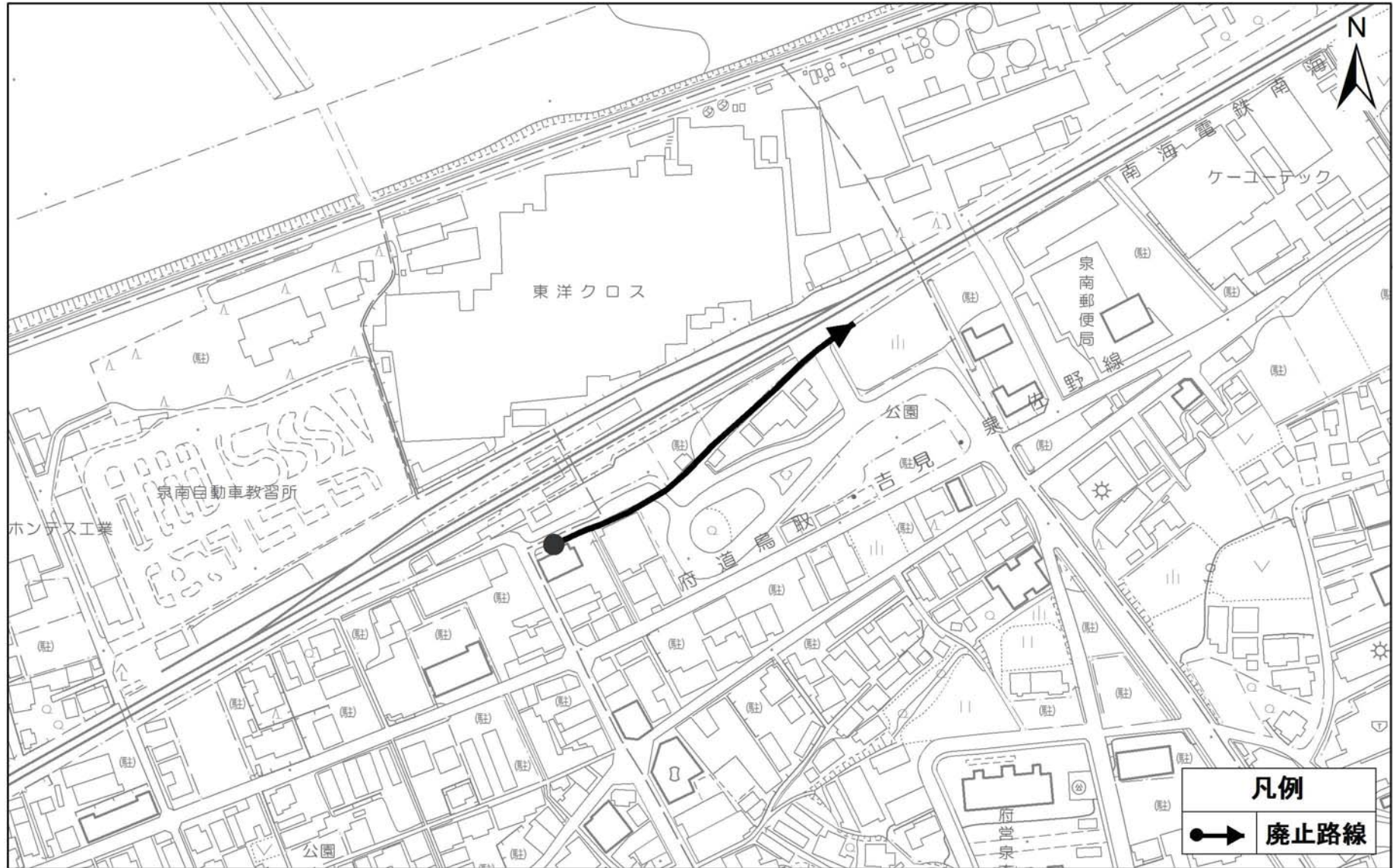
路線名	起 点	道路の最大 最小幅員	道路延長	重要な 経過地
	終 点			
樽井駅上線	樽井六丁目1731-3番地先	2.7m~2.3m	116.7m	
	樽井六丁目1724-1番地先			
砂川櫛井線	信達牧野115-8番地先	18.0m~18.0m	2030.0m	
	新家3031-1番地先			
南泉寺大師線2号支線	馬場二丁目301-13番地先	6.0m~6.0m	50.7m	
	馬場二丁目301-8番地先			
踊山西線	新家3545-10番地先	5.0m~5.0m	38.2m	
	新家3545-7番地先			
樽井駅前線	樽井五丁目1752番地先	54.0m~10.0m	252.7m	
	樽井六丁目1720-5番地先			

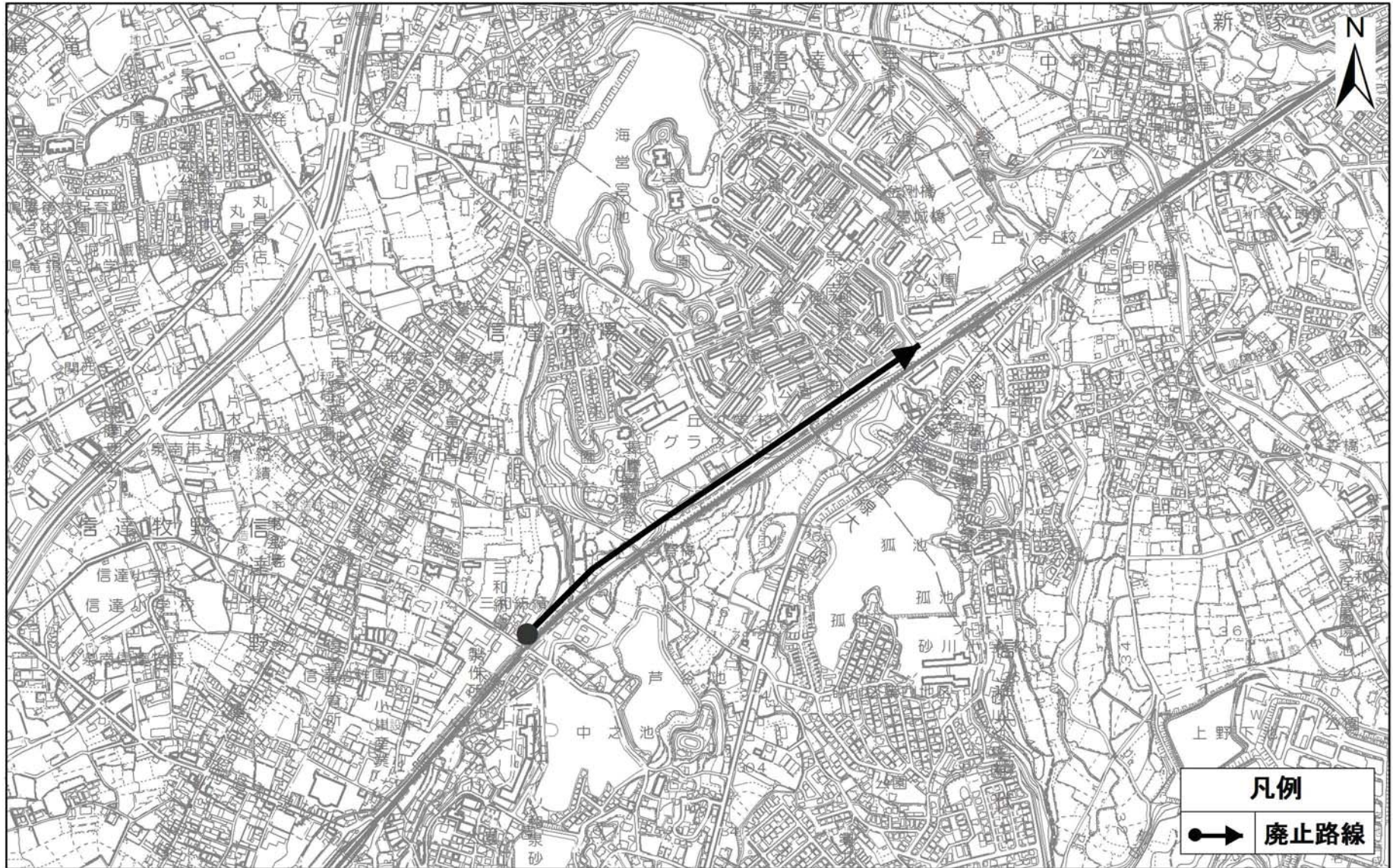
認定路線位置図



143 樽井駅上線

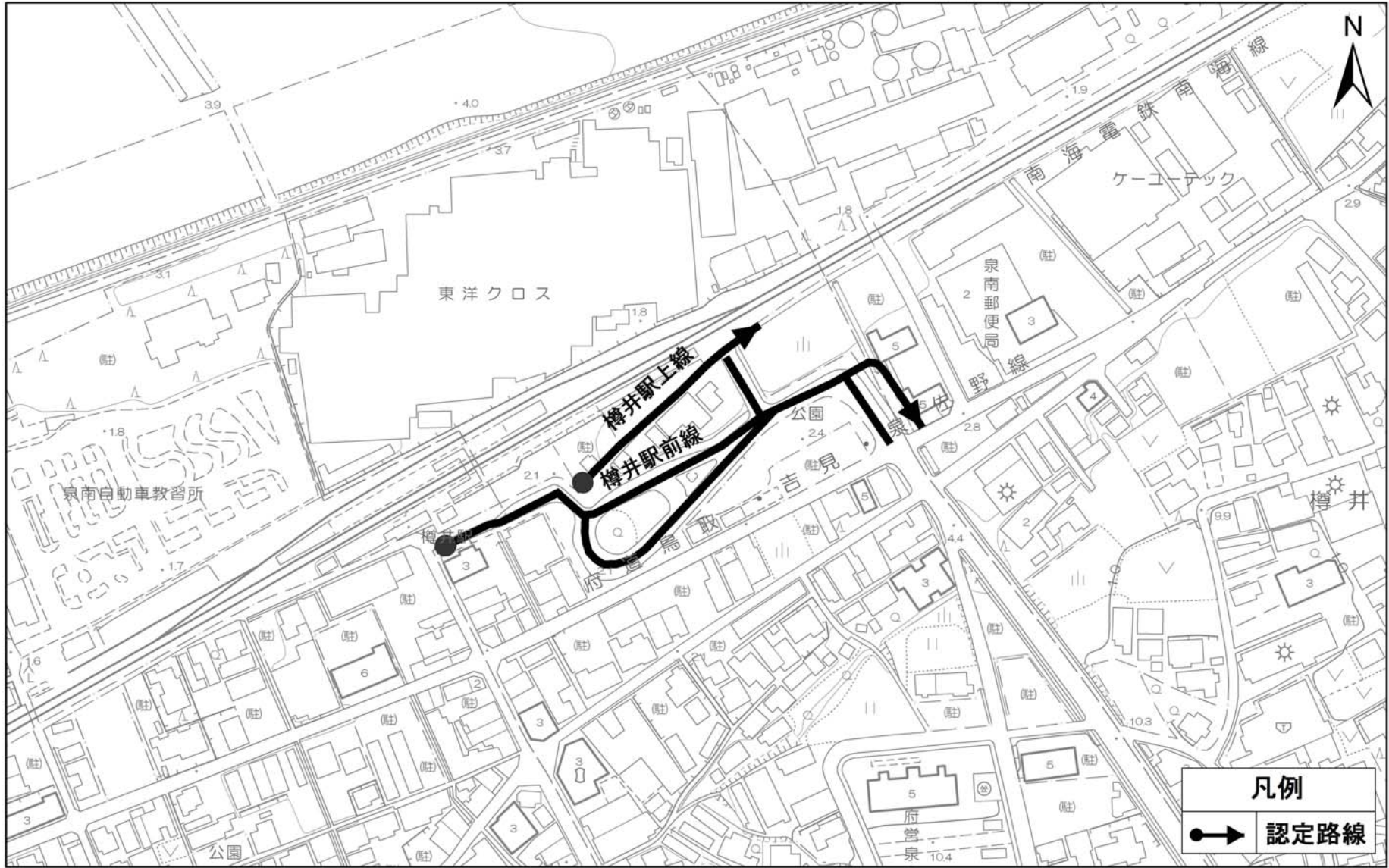
廃止路線図





143 樽井駅上線 540 樽井駅前線

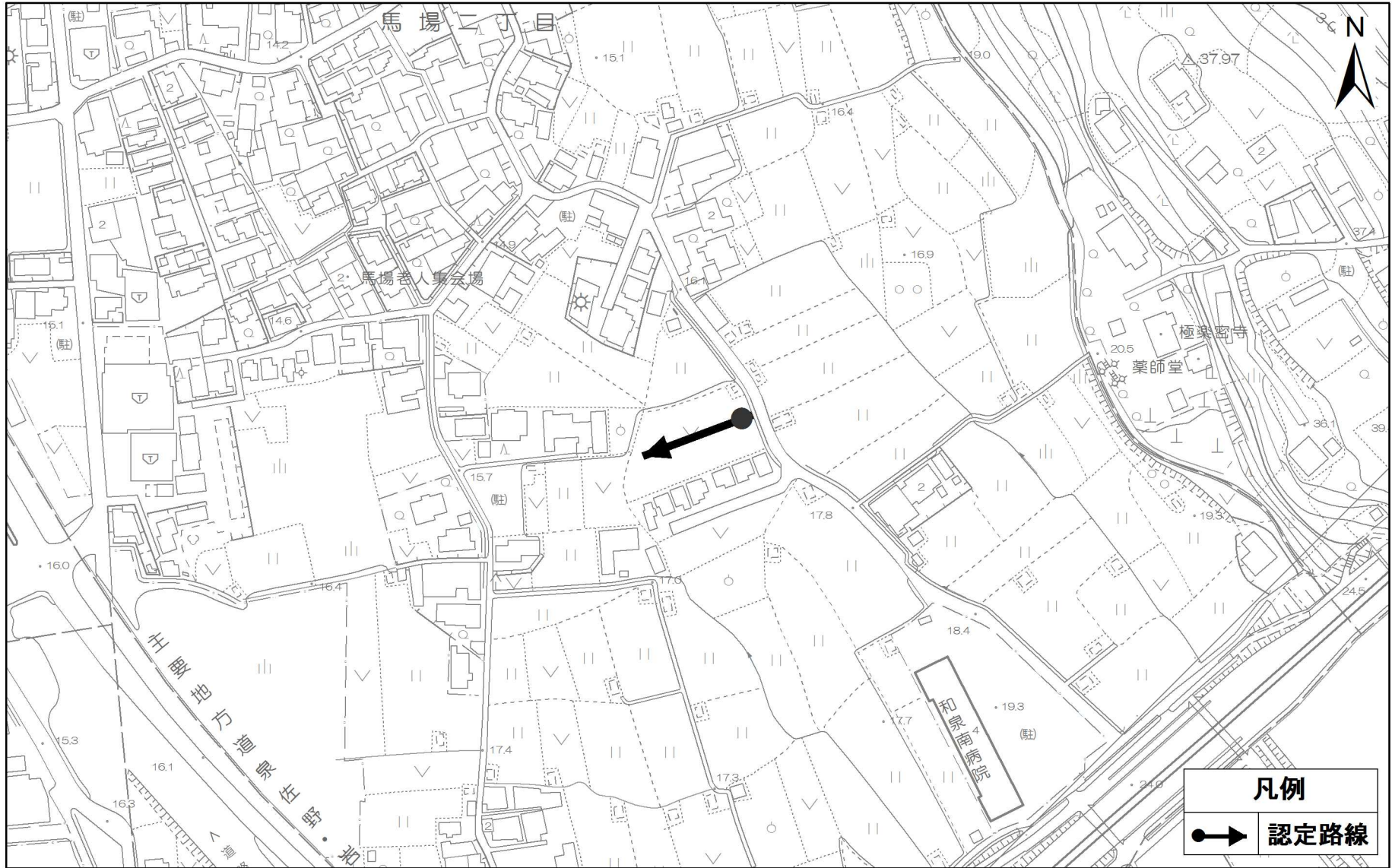
認定路線図

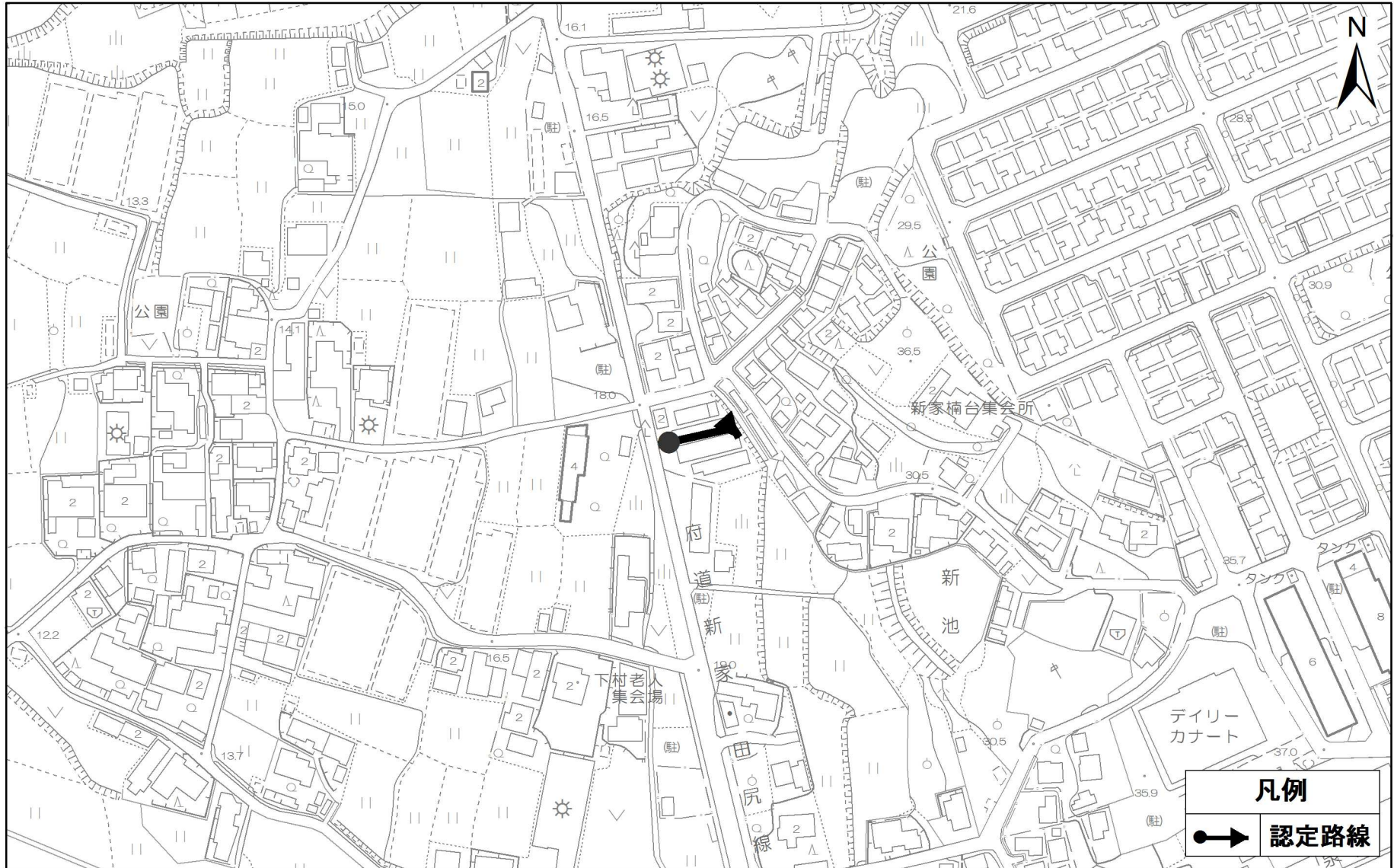




538 南泉寺大師線2号支線

認定路線図





議案第3号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 管理を行わせる公の施設
泉南市総合交流拠点施設
- 2 指定管理者となる団体
泉南市りんくう南浜2番地5
株式会社 輝光
代表取締役 上野 直樹
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案 3 号参考

株式会社輝光の概要

設立年月日	平成19年11月14日
団体の目的	泉南市の有する地域資源を活用し、産業の振興及び地域活性化を図ることを目的とする。
業務の概要	泉南市の有する農産品や特産品の地域資源を活用した宣伝販売事業及び研究開発事業
資本金	1,700万円

議案第4号

阪南市の火葬場に係る事務を泉南市が受託することに関する協議について

泉南阪南共立火葬場に関する事務を阪南市から受託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、阪南市と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南阪南共立火葬場に関する事務を阪南市から受託することについて、阪南市と協議するにつき、議会の議決を求めるものである。

阪南市と泉南市との間の火葬場事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 阪南市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、泉南阪南共立火葬場に
係る火葬場事務を泉南市に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 阪南市は、次に掲げる火葬場事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉南市に委託する。

- (1) 火葬の執行に関する業務
- (2) 火葬場施設の使用許可に関する業務
- (3) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他火葬場の運営に関する業務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、泉南市の条例、規則その他関係規程の定めるところによる。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、阪南市の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、阪南市及び泉南市の長が協議して定める。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入の帰属は、阪南市及び泉南市の長が協議して定める。

(連絡会議)

第6条 阪南市及び泉南市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものと

する。

(その他必要な事項)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、阪南市及び泉南市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 号

泉南市健全な財政運営に関する条例の制定について

泉南市健全な財政運営に関する条例を別紙のように定める。

平成 3 1 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

市の財政運営に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資するため、本条例を提案するものである。

泉南市健全な財政運営に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本原則（第4条－第12条）

第3章 計画的な財政運営（第13条・第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、泉南市自治基本条例（平成24年泉南市条例第25号）第26条に基づき、限られた財源の範囲内で、必要な施策を効率的かつ計画的に実施するため、財政運営に関する基本事項を定めることにより、健全な財政運営を行い、もって市民福祉の維持向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市長は、最少の経費で最大の効果をあげるように努めるとともに、将来世代に負担を先送りすることのないよう中長期的な視点に立って、社会経済情勢や行政需要の変化に対応した健全な財政運営を行わなければならない。

（責務）

第3条 市長は、市民の信頼に基づく負託に応える市の代表機関として、前条の基本理念に基づき、総合計画を踏まえて予

算を編成し、執行するとともに、持続可能な財政運営を行わなければならない。

2 市職員は、市民の視点に立って公正、誠実かつ効率的な職務遂行に努めなければならない。

第2章 基本原則

(財政情報の公表)

第4条 市長は、財政運営について透明性の向上を図るとともに市民の財政に対する理解を深めるため、財政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表しなければならない。

(歳入及び歳出)

第5条 市長は、歳入について、適切な把握・確保に努めるとともに、増収を図るための方策を検討するものとする。

2 市長は、歳出について、事業効果を考慮した事務の見直し及び効率的で合理的な予算執行に取り組むものとする。

(予算の編成)

第6条 市長は、予算編成に当たっては、社会経済状況等の変化を踏まえ、真に必要な施策・事業を選択するとともに、将来における負担を考慮しなければならない。

(使用料等の見直し)

第7条 市長は、使用料、手数料、負担金又は分担金について、受益と負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて見直しを行わなければならない。

(補助金等の見直し)

第8条 市長は、補助金、負担金又は交付金について、補助の必要性及び有効性並びに補助金額等の適正化の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行わなければならない。

(公共施設の管理)

第9条 市長は、市が保有する公共施設について、使用の状況等を踏まえ、長期的な視点に立ち、用途の見直し、維持補修等を行い、統廃合の可能性を含めた資産の計画的かつ効率的な管理に努めなければならない。

(基金の管理)

第10条 市長は、災害により生じた経費その他の緊急を要し、又はやむを得ない理由により生じた行政需要に対応するための資金を確保し、財政の健全な運営に資するため、財政調整基金への積立てを行うよう努めなければならない。

2 市長は、公共施設の修繕又は建替及び財政の安定化に資するため、計画的に基金への積立てを行うよう努めなければならない。

(地方債の発行)

第11条 市長は、地方債の発行に当たっては、将来において市民が負担することの妥当性及び将来の財政運営に与える影響について検討しなければならない。

2 市長は、毎年度の起債発行額が元金償還額を下回るよう努めなければならない。

(財務書類の公表)

第12条 市長は、毎年度、次に掲げる財務書類を作成し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

第3章 計画的な財政運営

(中期財政計画の公表)

第13条 市長は、毎年度、総合計画との整合性を図った上で、中期的な期間における各年度の財政収支見通し（以下「中期財政計画」という。）を策定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 中期財政計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 普通会計の歳入歳出見込額

(2) 財政調整基金残高の見込額及び目標額

(3) 地方債残高の見込額

(財政運営判断指標の公表)

第14条 市長は、毎年度、財政運営判断指標を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 財政運営判断指標は、次に掲げる指標とする。

(1) 経常収支比率

(2) 財政調整基金比率

(3) 地方債残高比率

(4) 実質公債費比率

(5) 将来負担比率

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 号

泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例を別紙のように定める。

平成 3 1 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）並びに泉南市いじめ防止基本方針に基づいて、泉南市いじめ問題対策連絡協議会、泉南市いじめ問題対策委員会及び泉南市いじめ再調査委員会を設置する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 泉南市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 泉南市いじめ問題対策委員会（第11条—第18条）

第4章 泉南市いじめ再調査委員会（第19条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、泉南市いじめ問題対策連絡協議会、泉南市いじめ問題対策委員会及び泉南市いじめ再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 泉南市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、泉南市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 泉南市立学校の校長会代表
- (2) 泉南市立学校の教員代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていないときその他会長が招集できないときは、教育委員会が招集する。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、連絡協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第3章 泉南市いじめ問題対策委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、泉南市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等のための調査及び助言に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること。

(組織)

第13条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第14条 対策委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(臨時委員)

第15条 対策委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、第13条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その者の選任に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
(会議)

第16条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任されていないときその他委員長が招集できないときは、教育委員会が招集する。

- 2 第12条第2号の調査審議に係る事案について特別の利害関係を有する委員（次項において「関係委員」という。）は、当該会議に出席することができない。
- 3 対策委員会の会議は、委員（関係委員を除く。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(秘密保持義務)

第17条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(準用)

第18条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 泉南市いじめ再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、必要があるときは、市長の附属機関として、泉南市いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

（組織）

第21条 再調査委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 当該調査に係る事案について特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。

（任期）

第22条 委員の任期は、市長が任命したときから、当該諮問に係る調査が終了するときまでとする。

（準用）

第23条 第6条、第8条、第10条、第16条（第2項を除く。）及び第17条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第10条中「教育委員会」とあるのは「委員長」と、第16条中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員の項の次に次のように加える。

いじめ再調査委員会委員	日額 7,500円	
-------------	-----------	--

別表子どもの安全委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策委員会委員	日額	7, 5 0 0 円	
--------------	----	------------	--

議案第7号

一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給与の特例に関する条例を別紙のように定める。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

本市の財政状況を勘案し、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間、職員の給料月額を減額する措置を行うため、本条例を提案するものである。

一般職の職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって市の再建に資することを目的とする。

(一般職の職員の給料等の特例)

第2条 給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員を除く。）の給料月額は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に限り、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）第3条の規定にかかわらず、この規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 一般職給料表1級又は2級である職員 100分の99
- (2) 一般職給料表3級から5級までである職員 100分の98
- (3) 一般職給料表6級である職員 100分の97
- (4) 一般職給料表7級である職員 100分の96
- (5) 一般職給料表8級である職員 100分の95
- (6) 教育職給料表1級又は2級40号給未満である職員 100分の99
- (7) 教育職給料表2級40号給以上である職員 100分の98

(8) 教育職給料表 3 級である職員 100 分の 97

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

泉南市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市財政調整基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市財政調整基金を処分することができる場合の要件を改めるため、本条例を提案するものである。

泉南市財政調整基金条例の一部を改正する条例

泉南市財政調整基金条例（平成27年泉南市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「地方債の繰上償還」を「償還期限を繰り上げて行う地方債の償還」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 1 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

幼稚園通園バスの利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、通園バス利用料の改定を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例

泉南市立幼稚園条例（昭和36年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表通園バス利用料の項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、平成31年10月分以後の利用料から適用し、同年9月分以前の利用料については、なお従前の例による。

議案第10号

泉南市立青少年の森条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立青少年の森条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

青少年の森の使用料の額について適正化を図る必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市立青少年の森条例の一部を改正する条例

泉南市立青少年の森条例（昭和50年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表中表の部分を次のように改める。

区 分		単 位	使用料
一 般	宿 泊	1人1泊	200円
	日帰り	1人1日	100円
青少年	宿 泊	1人1泊	100円
	日帰り	1人1日	50円

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 「一般」とは18歳以上の者をいい、「青少年」とは18歳未満の者をいう。
- 2 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、1人につき当該額の2倍に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表備考の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

議案第 1 1 号

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 1 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 4 号）による児童扶養手当法の一部改正に伴い、児童扶養手当における受給者の所得を確認する期間が変更されたため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条の2第1項第1号中「1月から6月」を「1月から9月」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

議案第 1 2 号

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 1 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

本年 1 0 月の消費税率の引上げに合わせて、第 1 号保険料の軽減強化を更に行う必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「32,778円」を「27,315円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,315円」とあるのは、「38,241円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,315円」とあるのは、「52,809円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の泉南市介護保険条例第2条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 31 年 1 月 24 日の泉南市国民健康保険運営協議会の答申を受けて、本市国民健康保険税率等の改正を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第4項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の9.75」を「100分の9.46」に改める。

第5条中「21,760円」を「26,520円」に改める。

第5条の2第1号中「29,490円」を「30,690円」に改め、同条第2号中「14,745円」を「15,345円」に改め、同条第3号中「22,117円」を「23,017円」に改める。

第6条中「100分の3.33」を「100分の2.91」に改める。

第7条の2中「7,430円」を「8,550円」に改める。

第7条の3第1号中「10,070円」を「9,930円」に改め、同条第2号中「5,035円」を「4,965円」に改め、同条第3号中「7,552円」を「7,447円」に改める。

第8条中「100分の2.50」を「100分の2.58」に改める。

第9条の2中「12,020円」を「18,980円」に改める。

第23条中「170,000円」を「190,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の泉南市国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの泉南市国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第14号

平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第13号）

平成30年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,702,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,790,961	140,570	2,931,531
	1)地方交付税	2,790,961	140,570	2,931,531
(14)国庫支出金		4,109,566	77,101	4,186,667
	1)国庫負担金	3,694,780	55,101	3,749,881
	2)国庫補助金	397,682	21,697	419,379
	3)国庫委託金	17,104	303	17,407
(15)府支出金		1,911,026	10,742	1,921,768
	1)府負担金	1,260,507	16,906	1,277,413
	2)府補助金	556,519	△6,164	550,355
(16)財産収入		69,808	68	69,876
	1)財産運用収入	15,696	68	15,764
(17)寄附金		164,315	1,509	165,824
	1)寄附金	164,315	1,509	165,824
(18)繰入金		1,182,983	△532,879	650,104
	1)基金繰入金	1,177,086	△534,139	642,947

款	項	補正前の額	補正額	計
	2)財産区繰入金	5,897	1,260	7,157
(19)諸収入		238,332	148,128	386,460
	6)雑入	224,964	148,128	373,092
(20)市債		3,161,463	269,100	3,430,563
	1)市債	3,161,463	269,100	3,430,563
歳入合計		25,587,907	114,339	25,702,246

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 議会費		223,101	△2,538	220,563
	1) 議会費	223,101	△2,538	220,563
(2) 総務費		2,100,304	△9,056	2,091,248
	1) 総務管理費	1,574,111	△2,500	1,571,611
	3) 戸籍住民基本台帳費	161,111	△6,556	154,555
(3) 民生費		10,682,800	53,076	10,735,876
	1) 社会福祉費	3,134,054	58,631	3,192,685
	2) 児童福祉費	3,879,975	△5,555	3,874,420
(4) 衛生費		3,149,004	△9,003	3,140,001
	1) 保健衛生費	1,983,814	0	1,983,814
	2) 清掃費	1,154,673	△9,003	1,145,670
(5) 農林水産業費		271,001	4,500	275,501
	1) 農業費	259,528	4,500	264,028
(7) 土木費		1,524,188	△5,424	1,518,764
	2) 道路橋梁費	230,771	△2,899	227,872
	4) 都市計画費	1,075,261	△2,525	1,072,736

款	項	補正前の額	補正額	計
	5)住宅費	56,718	0	56,718
(8)消防費		1,002,995	△1,745	1,001,250
	1)消防費	1,002,995	△1,745	1,001,250
(9)教育費		2,847,812	△14,713	2,833,099
	1)教育総務費	397,167	△7,236	389,931
	3)中学校費	312,382	△5,000	307,382
	5)社会教育費	417,338	△3,254	414,084
	6)保健体育費	76,879	777	77,656
(11)諸支出金		351,445	99,242	450,687
	1)財政調整基金費	4,977	101,670	106,647
	2)公共施設整備基金費	859	68	927
	9)雑支出	129,991	△2,496	127,495
(13)災害復旧費		74,877	0	74,877
	1)公共土木施設災害復旧費	60,700	0	60,700
	2)農業施設災害復旧費	10,959	0	10,959
	3)厚生労働施設災害復旧費		0	0
	4)文教施設災害復旧費	3,218	0	3,218

	5)その他公共施設・公用施設災害 復旧費		0	0
歳	出	合	計	
		25,587,907	114,339	25,702,246

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
農林水産業費	農業費	溜池改修事業	4,500千円
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業	5,183千円
消防費	消防費	消防団事業	200千円
教育費	教育総務費	教育推進事業	25,863千円
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	8,045千円
災害復旧費	厚生労働施設災害復旧費	その他福祉施設災害復旧事業	324千円
災害復旧費	文教施設災害復旧費	小学校災害復旧事業	21,522千円
災害復旧費	文教施設災害復旧費	中学校災害復旧事業	31,000千円
災害復旧費	文教施設災害復旧費	幼稚園災害復旧事業	9,000千円
災害復旧費	文教施設災害復旧費	その他教育施設災害復旧事業	23,732千円

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
火葬場整備事業	千円 621,200	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 776,600	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
溜池改修事業	3,100	〃	〃	〃	6,300	〃	〃	〃
道路整備事業	77,000	〃	〃	〃	74,400	〃	〃	〃
住宅整備事業	600	〃	〃	〃	1,300	〃	〃	〃
消防施設整備事業	26,000	〃	〃	〃	22,600	〃	〃	〃
災害復旧事業	44,000	〃	〃	〃	159,800	〃	〃	〃

平成30年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第13号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0							
地方交付税		2,790,961	140,570	2,931,531			
(1)							
地方交付税		2,790,961	140,570	2,931,531			
	1)						
	地方交付税	2,790,961	140,570	2,931,531	1.	140,570	地方交付税
1 4							
国庫支出金		4,109,566	77,101	4,186,667			
(1)							
国庫負担金		3,694,780	55,101	3,749,881			
	1)						
	民生費負担金	3,631,050	50,594	3,681,644	3.	△11,913	非被用者分 特例給付分 被用者0～3歳未滿分 被用者3歳～中学校修了前分
							△1,944 △70 △1,369 △8,530
					4.	△700	児童扶養手当負担金
					7.	30,000	障害者自立支援給付費負担金
					8.	9,383	障害児施設給付費等負担金
					11.	23,824	施設型給付費負担金
	4)						
	災害復旧費負担金	62,917	4,507	67,424	3.	4,507	公立学校施設災害復旧費負担金
(2)							
国庫補助金		397,682	21,697	419,379			

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 1 総務費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 総務費補助金	30,125	△6,303	23,822	1. 個人番号カード交付事業費補助金	△6,556	戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る補助金
					21. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	253	
	2) 民生費補助金	133,689	△3,538	130,151	2. 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△3,555	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金
					6. 子ども子育て支援交付金	17	
	3) 衛生費補助金	6,551	26,972	33,523	24. 災害等廃棄物処理事業費補助金	26,465	
					25. 感染症予防事業費等補助金	507	
	4) 土木費補助金	81,316	△166	81,150	1. 安全・安心住まいづくり支援事業補助金	△797	
					6. 建築物耐震化支援事業補助金	631	
	5) 教育費補助金	146,001	4,732	150,733	6. 子ども子育て支援交付金	4,732	
	(3) 国庫委託金		17,104	303	17,407		
1) 総務費委託金		632	303	935	2. 中長期在留者住居地届出等事務委託金	303	

1 5 府支出金		1,911,026	10,742	1,921,768			
(1) 府負担金		1,260,507	16,906	1,277,413			
	1) 民生費負担金	1,260,101	16,906	1,277,007	2. 児童手当負担金	△2,785	非被用者分 △486 特例給付分 △18 被用者0～3歳未滿分 △148 被用者3歳～中学校修了前分 △2,133
					7. 障害者自立支援給 付費負担金	15,000	
					9. 障害児施設給付費 等負担金	4,691	
(2) 府補助金		556,519	△6,164	550,355			
	1) 総務費補助金	28,867	1,114	29,981	6. パスポート交付事 務費交付金	1,114	
	2) 民生費補助金	329,584	△13,058	316,526	8. 地域福祉・子育て 支援交付金	△14,400	
					15. 施設型給付費等地方 単独費用補助金	1,342	
	6) 土木費補助金	11,102	△559	10,543	2. 木造住宅耐震診断 事業補助金	△559	
	8) 教育費補助金	73,172	4,732	77,904	3. 子ども子育て支援 交付金	4,732	
	11) 災害復旧費補助金	4,393	1,607	6,000	2. 社会福祉施設等災 害復旧費補助金	1,607	
1 6 財産収入		69,808	68	69,876			

款 16 財産収入

款 16 財産収入

項 1 財産運用収入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 財産運用収入		15,696	68	15,764			
	1) 利子及び配当金	4,255	68	4,323	1. 利子及び配当金	68	公共施設整備基金利子
17 寄 附 金		164,315	1,509	165,824			
(1) 寄 附 金		164,315	1,509	165,824			
	1) 総務費寄附金	164,215	1,449	165,664	5. 平成30年台風第21号寄附金	1,449	
	7) 災害復旧費寄附金		60	60	1. 平成30年台風第21号寄附金	60	文教施設災害復旧費寄附金
18 繰 入 金		1,182,983	△532,879	650,104			
(1) 基金繰入金		1,177,086	△534,139	642,947			
	1) 公共施設整備基金繰入金	300,525	△156,000	144,525	1. 公共施設整備基金繰入金	△156,000	
	2) 公債費管理基金繰入金	463,000	△221,248	241,752	1. 公債費管理基金繰入金	△221,248	
	7) 財政調整基金繰入金	283,979	△156,891	127,088	1. 財政調整基金繰入金	△156,891	
(2) 財産区繰入金		5,897	1,260	7,157			
	1) 樽井地区財産区繰入金	5,897	560	6,457	1. 樽井地区財産区繰入金	560	
	2) 馬場財産区繰入金		700	700	1. 馬場財産区繰入金	700	

19 諸収入		238,332	148,128	386,460			
(6) 雑収入		224,964	148,128	373,092			
	1) 雑収入	194,957	133,821	328,778	2. 消防団員共済金収入 1,839		退職報償金
					8. 留守家庭児童会費 3,823		
					11. 退職手当他会計負担金 101,670		退職手当水道事業会計負担金
					15. 雑収入 26,489		自治宝くじコミュニティ助成金 後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 △2,500 28,989
	2) 過年度収入	30,007	14,307	44,314	1. 過年度収入 14,307		施設型給付費国庫負担金 施設型給付費府費負担金 9,495 4,812
20 市債		3,161,463	269,100	3,430,563			
(1) 市債		3,161,463	269,100	3,430,563			
	3) 衛生債	623,000	155,400	778,400	1. 火葬場整備事業債 155,400		
	4) 農林水産業債	3,100	3,200	6,300	1. 溜池改修事業債 3,200		
	5) 土木債	80,600	△1,900	78,700	1. 道路整備事業債 △2,600		
					4. 住宅整備事業債 700		
	6) 消防債	26,000	△3,400	22,600	1. 消防施設整備事業債 △3,400		
	10) 災害復旧事業債	44,000	115,800	159,800	1. 災害復旧事業債 115,800		公共土木施設災害 農業施設災害 110,600 5,200
歳 入 合 計		25,587,907	114,339	25,702,246			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 10 災害復旧事業債

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	223,101	△2,538	220,563		△2,538		
(1) 議 会 費	223,101	△2,538	220,563		△2,538		
1) 議 会 費	223,101	△2,538	220,563		△2,538		
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	△1,038		3,494
				12. 役 務 費	△1,500		6,382
[2] 議 会 運 営 事 業	13,419	△2,538	10,881		△2,538	議会事務局	
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	△1,038	費用弁償 △700 普通旅費 △300 実費弁償 △38	1,936
				12. 役 務 費	△1,500	速記料 △500 筆耕翻訳料 △1,000	5,740
2 総 務 費	2,100,304	△9,056	2,091,248		△5,937	△3,119	
				国庫支出金	△6,000		
				府支出金	1,114		
				寄附金	1,449		
				諸収入	△2,500		
(1) 総 務 管 理 費	1,574,111	△2,500	1,571,611		△1,051	△1,449	
				寄附金	1,449		
				諸収入	△2,500		

9)企 画 費	213,616	△2,500	211,116	△1,051	△1,449			
				寄附金 1,449				
				諸収入 △2,500				
				節 区 分	金 額			
				19.負担金、補助及び 交付金	△2,500		6,782	
[8]地域コミュニティ活動支援事業	2,500	△2,500	0	△2,500		政策推進課		
				諸収入 △2,500 [自治宝くじコミュ ニティ助成金 △2,500]				
				節 区 分	金 額			
				19.負担金、補助及び 交付金	△2,500	コミュニティ補助金	2,500	
[21]台風第21号災害 対策事業		0	0	1,449	△1,449			
				寄附金 1,449 [平成30年台風第21 号寄附金 1,449]				
(3)戸籍住民基本台 帳費	161,111	△6,556	154,555	△4,886	△1,670			
				国庫支出金 △6,000				
				府支出金 1,114				
1)戸籍住民基本台 帳費	161,111	△6,556	154,555	△4,886	△1,670			

款 2 総 務 費 項 3 戸籍住民基本台帳費 目 1 戸籍住民基本台帳費

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費 目 1 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 △6,000			
				府支出金 1,114			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△6,556		12,580
[1]人件費事業	104,436	0	104,436	1,417	△1,417		
				国庫支出金 303			
				[中長期在留者住居 地届出等事務委託 金 303]			
				府支出金 1,114			
				[パスポート交付事 務費交付金 1,114]			
[2]住民登録事務事 業	28,163	△6,556	21,607	△6,556		市民課	
				国庫支出金 △6,556			
				[個人番号カード交 付事業費補助金 △6,556]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△6,556	個人番号カード交付事業負担金	12,580
[3]戸籍事務事業	8,392	0	8,392	253	△253		
				国庫支出金 253			

				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 253]			
3 民生費	10,682,800	53,076	10,735,876	51,474	1,602		
				国庫支出金 47,626			
				府支出金 3,848			
(1)社会福祉費	3,134,054	58,631	3,192,685	45,570	13,061		
				国庫支出金 30,570			
				府支出金 15,000			
8)障害福祉費	1,648,537	60,000	1,708,537	45,000	15,000		
				国庫支出金 30,000			
				府支出金 15,000			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	60,000		1,501,005
[4]障害者自立支援 給付事業	1,387,421	60,000	1,447,421	45,000	15,000	障害福祉課	
				国庫支出金 30,000			
				[障害者自立支援給 付費負担金 30,000]			
				府支出金 15,000			
				[障害者自立支援給 付費負担金 15,000]			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	60,000	生活介護給付費 就労継続支援給付費 共同生活援助給付費	1,385,910
						32,346 13,403 14,251	
9) 老人福祉費	87,918	△1,369	86,549		△1,369		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△1,369		3,911
[7] 敬老事業	7,910	△1,369	6,541		△1,369	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△1,369	敬老会記念品料	3,911
11) 老人集会場費	23,699	0	23,699		570		
				国庫支出金	570		
[2] 老人集会場改修事業	2,510	0	2,510		570		
				国庫支出金	570		
				[安全・安心住まいづくり支援事業補助金	570]		
(2) 児童福祉費	3,879,975	△5,555	3,874,420		5,904	△11,459	
				国庫支出金	17,056		
				府支出金	△11,152		
1) 児童福祉総務費	1,149,746	△17,480	1,132,266		△14,698	△2,782	
				国庫支出金	△11,913		

				府支出金 △2,785			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△17,480		1,128,400
[2]児童手当事業	1,127,483	△17,480	1,110,003	△14,698	△2,782	生活福祉課	
				国庫支出金 △11,913			
				[児童手当負担金 △11,913]			
				府支出金 △2,785			
				[児童手当負担金 △2,785]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△17,480	児童手当費	1,126,000
3) 母子福祉費	303,289	△6,840	296,449	△4,255	△2,585		
				国庫支出金 △4,255			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△6,840		301,429
[1]児童扶養手当事業	286,798	△2,100	284,698	△700	△1,400	生活福祉課	
				国庫支出金 △700			
				[児童扶養手当負担金 △700]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△2,100	児童扶養手当費	285,940
[7]母子家庭等対策 総合支援事業	9,480	△4,740	4,740	△3,555	△1,185	生活福祉課	

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 3 母 子 福 祉 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 3 母 子 福 祉 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 △3,555			
				[母子家庭等対策総合支援事業費補助金 △3,555]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△4,740	高等職業訓練促進給付金	8,740
6) 保育教育支援費	1,466,551	0	1,466,551	10,783	△10,783		
				国庫支出金 23,841			
				府支出金 △13,058			
[4] 民間保育所等支援事業	1,072,725	0	1,072,725	10,783	△10,783		
				国庫支出金 23,841			
				[施設型給付費負担金 23,824]			
				[子ども子育て支援交付金 17]			
				府支出金 △13,058			
				[地域福祉・子育て支援交付金 △14,400]			
				[施設型給付費等地方単独費用補助金 1,342]			
9) 障害児通所給付費	424,686	18,765	443,451	14,074	4,691		

				国庫支出金 9,383			
				府支出金 4,691			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	18,765		423,979
[1]障害児通所給付 事業	424,686	18,765	443,451	14,074	4,691	保育子育て支援課	
				国庫支出金 9,383			
				[障害児施設給付費 等負担金 9,383]			
				府支出金 4,691			
				[障害児施設給付費 等負担金 4,691]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	18,765	放課後等デイサービス給付費	423,979
4 衛 生 費	3,149,004	△9,003	3,140,001	182,372	△191,375		
				国庫支出金 26,972			
				市債 155,400			
(1)保健衛生費	1,983,814	0	1,983,814	155,907	△155,907		
				国庫支出金 507			
				市債 155,400			
4)予防対策費	125,423	0	125,423	507	△507		

款 4 衛 生 費 項 1 保健衛生費 目 4 予防対策費

款 4 衛 生 費 項 1 保 健 衛 生 費 目 4 予 防 対 策 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 507			
[1] 予防接種事業	124,748	0	124,748	507	△507		
				国庫支出金 507 [感染症予防事業費 等補助金 507]			
7) 火葬場費	1,602,379	0	1,602,379	155,400	△155,400		
				市債 155,400			
[2] 火葬場建設事業	1,583,653	0	1,583,653	155,400	△155,400		
				市債 155,400 [火葬場整備事業債 155,400]			
(2) 清 掃 費	1,154,673	△9,003	1,145,670	26,465	△35,468		
				国庫支出金 26,465			
2) 塵芥処理費	940,949	△9,003	931,946	26,465	△35,468		
				国庫支出金 26,465			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	△2,000		39,441
				13. 委 託 料	△7,003		136,593
[2] ごみ収集事業	137,690	△2,000	135,690		△2,000	清掃課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	△2,000	修繕料	27,277

[8] 台風第21号災害 対策事業	36,000	△7,003	28,997	26,465	△33,468	清掃課		
				国庫支出金 26,465				
				[災害等廃棄物処理 事業費補助金 26,465]				
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	△7,003	災害廃棄物処理業務委託料	36,000	
5 農林水産業費	271,001	4,500	275,501	4,460	40			
				繰入金 1,260				
				市債 3,200				
(1) 農 業 費	259,528	4,500	264,028	4,460	40			
				繰入金 1,260				
				市債 3,200				
7) 溜池改修事業費	7,500	4,500	12,000	4,460	40			
				繰入金 1,260				
				市債 3,200				
				節 区 分	金 額			
				19. 負担金、補助及び 交付金	4,500			
[1] 溜池改修事業	7,500	4,500	12,000	4,460	40	産業観光課		
				繰入金 1,260				

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 7 溜池改修事業費

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 7 溜池改修事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[樽井地区財産区繰入金 560]			
				[馬場財産区繰入金 700]			
				市債 3,200			
				[溜池改修事業債 3,200]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	4,500	府営土地改良事業負担金	
7 土 木 費	1,524,188	△5,424	1,518,764	△3,195	△2,229		
				国庫支出金 △736			
				府支出金 △559			
				市債 △1,900			
(2)道路橋梁費	230,771	△2,899	227,872	△2,600	△299		
				市債 △2,600			
5)道路新設改良費	34,931	△2,899	32,032	△2,600	△299		
				市債 △2,600			
				節 区 分	金 額		
				17. 公有財産購入費	△2,899		33,300
[1]道路新設改良事業	34,931	△2,899	32,032	△2,600	△299	道路課	

				市債 △2,600 [道路整備事業債 △2,600]			
				節 区 分	金 額		
				17. 公有財産購入費	△2,899		33,300
(4)都市計画費	1,075,261	△2,525	1,072,736	△1,926	△599		
				国庫支出金 △1,367			
				府支出金 △559			
1)都市政策総務費	36,132	△2,483	33,649	△1,926	△557		
				国庫支出金 △1,367			
				府支出金 △559			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△2,483		3,737
[3]安全・安心住ま いづくり支援事 業	3,697	△2,483	1,214	△1,926	△557	都市政策課	
				国庫支出金 △1,367 [安全・安心住ま いづくり支援事業補 助金 △1,367]			
				府支出金 △559 [木造住宅耐震診断 事業補助金 △559]			

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 1 都市政策総務費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 1 都市政策総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△2,483	住宅・建築物耐震改修等補助金	3,697
5) 公共下水道費	783,298	△42	783,256		△42		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△42		783,298
[1] 下水道事業特別 会計繰出金事業	783,298	△42	783,256		△42	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△42	下水道事業特別会計への繰出金	783,298
(5) 住 宅 費	56,718	0	56,718	1,331	△1,331		
				国庫支出金	631		
				市債	700		
1) 住宅管理費	55,812	0	55,812	1,331	△1,331		
				国庫支出金	631		
				市債	700		
[2] 市営住宅維持管 理事業	40,998	0	40,998	1,331	△1,331		
				国庫支出金	631		
				[建築物耐震化支援 事業補助金	631]		
				市債	700		

				[住宅整備事業債 700]			
8 消 防 費	1,002,995	△1,745	1,001,250	△1,561	△184		
				諸収入 1,839			
				市債 △3,400			
(1)消 防 費	1,002,995	△1,745	1,001,250	△1,561	△184		
				諸収入 1,839			
				市債 △3,400			
2)非常備消防費	69,609	△1,745	67,864	△1,561	△184		
				諸収入 1,839			
				市債 △3,400			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費 18. 備品購入費 22. 補償、補填及び賠 償金	1,839 △3,784 200		2,524 29,440
[1]消防団事業	36,560	2,039	38,599	1,839	200	危機管理課	
				諸収入 1,839			
				[消防団員共済金収 入 1,839]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	1,839	退職報償金	2,524
				22. 補償、補填及び賠 償金	200		

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 2 非常備消防費

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 2 非常備消防費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[3] 施設等管理事業	32,793	△3,784	29,009	△3,400	△384	危機管理課	
				市債 △3,400 [消防施設整備事業 債 △3,400]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	△3,784	器具購入費 自動車購入費	△119 △3,665
9 教 育 費	2,847,812	△14,713	2,833,099	13,287	△28,000		
				国庫支出金 4,732			
				府支出金 4,732			
				諸収入 3,823			
(1) 教育総務費	397,167	△7,236	389,931		△7,236		
3) 指 導 費	141,288	△7,236	134,052		△7,236		
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△7,236		50,623
[4] 障害児介助員等 配置事業	44,515	△7,236	37,279		△7,236	学務課	
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△7,236	障害児介助員賃金	
(3) 中学校費	312,382	△5,000	307,382		△5,000		
4) 中学校給食費	90,425	△5,000	85,425		△5,000		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△5,000		

[1] 中学校給食提供事業	90,425	△5,000	85,425		△5,000	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△5,000	給食業務委託料	87,150
(5) 社会教育費	417,338	△3,254	414,084	13,287	△16,541		
				国庫支出金 4,732			
				府支出金 4,732			
				諸収入 3,823			
6) 留守家庭児童会費	78,210	△3,254	74,956	13,287	△16,541		
				国庫支出金 4,732			
				府支出金 4,732			
				諸収入 3,823			
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△3,254		19,052
[1] 人件費事業	52,180	0	52,180	13,287	△13,287		
				国庫支出金 4,732			
				[子ども子育て支援 交付金 4,732]			
				府支出金 4,732			
				[子ども子育て支援 交付金 4,732]			

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 6 留守家庭児童会費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 6 留守家庭児童会費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				諸収入 3,823 [留守家庭児童会費 3,823]			
[2]留守家庭児童会 運営事業	26,030	△3,254	22,776		△3,254	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	△3,254	アルバイト賃金	19,052
(6)保健体育費	76,879	777	77,656		777		
3)体育施設費	54,975	777	55,752		777		
				節 区 分	金 額		
				22. 補償、補填及び賠償金	777		
[1]市民体育館等指定管理事業	36,504	777	37,281		777	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				22. 補償、補填及び賠償金	777		
1 1 諸支出金	351,445	99,242	450,687	101,738	△2,496		
				財産収入 68			
				諸収入 101,670			
(1)財政調整基金費	4,977	101,670	106,647	101,670			
				諸収入 101,670			
1)財政調整基金費	4,977	101,670	106,647	101,670			
				諸収入 101,670			

				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	101,670		4,977
[1]財政調整基金事業	4,977	101,670	106,647	101,670		財政課	
				諸収入 101,670 [退職手当他会計負担金 101,670]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	101,670		4,977
(2)公共施設整備基金費	859	68	927	68			
				財産収入 68			
1)公共施設整備基金費	859	68	927	68			
				財産収入 68			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	68		859
[1]公共施設整備基金事業	859	68	927	68		財政課	
				財産収入 68 [公共施設整備基金 利子 68]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	68		859
(9)雑 支 出	129,991	△2,496	127,495		△2,496		

款 11 諸支出金 項 9 雑 支 出

款 11 諸支出金 項 9 雑支出 目 2 返還金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2)返 還 金	51,982	△2,496	49,486		△2,496		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△2,496		51,982
[1]国支出金・府支 出金返還金事業	51,982	△2,496	49,486		△2,496	保育子育て支援課・生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△2,496	保育子育て支援課 施設型給付費府費負担金返還金 66 生涯学習課 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 △2,399 子ども・子育て支援交付金府費負担金返還金 △163	51,982
1 3 災害復旧費	74,877	0	74,877	121,974	△121,974		
				国庫支出金			
				4,507			
				府支出金			
				1,607			
				寄附金			
				60			
				市債			
				115,800			
(1)公共土木施設災 害復旧費	60,700	0	60,700	21,000	△21,000		
				市債			
				21,000			
1)公共土木施設災 害復旧費	60,700	0	60,700	21,000	△21,000		
				市債			
				21,000			
[1]公共土木施設災 害復旧事業	60,700	0	60,700	21,000	△21,000		

				市債 21,000 [災害復旧事業債 公共土木施設災害 21,000]			
(2) 農業施設災害復旧費	10,959	0	10,959	5,200	△5,200		
				市債 5,200			
1) 農業施設災害復旧費	10,959	0	10,959	5,200	△5,200		
				市債 5,200			
[1] 農業施設災害復旧事業	10,959	0	10,959	5,200	△5,200		
				市債 5,200 [災害復旧事業債 農業施設災害 5,200]			
(3) 厚生労働施設災害復旧費		0	0	14,607	△14,607		
				府支出金 1,607			
				市債 13,000			
1) 厚生労働施設災害復旧費		0	0	14,607	△14,607		
				府支出金 1,607			
				市債 13,000			
[1] 保育所等災害復旧事業		0	0	1,700	△1,700		

款 13 災害復旧費 項 3 厚生労働施設災害復旧費 目 1 厚生労働施設災害復旧費

款 13 災害復旧費

項 3 厚生労働施設災害復旧費

目 1 厚生労働施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 1,700 [災害復旧事業債 公共土木施設災害 1,700]			
[2]その他福祉施設 災害復旧事業		0	0	12,907 府支出金 1,607 [社会福祉施設等災 害復旧費補助金 1,607]	△12,907		
				11,300 市債 [災害復旧事業債 公共土木施設災害 11,300]			
(4)文教施設災害復 旧費	3,218	0	3,218	64,167 国庫支出金 4,507	△64,167		
				60 寄附金			
				59,600 市債			
1)文教施設災害復 旧費	3,218	0	3,218	64,167 国庫支出金 4,507	△64,167		
				60 寄附金			
				59,600 市債			

[1]小学校災害復旧事業		0	0	7,831	△7,831			
				国庫支出金 1,231				
				[公立学校施設災害復旧費負担金 1,231]				
[2]中学校災害復旧事業		0	0	17,076	△17,076			
				国庫支出金 3,276				
				[公立学校施設災害復旧費負担金 3,276]				
[3]幼稚園災害復旧事業	2,787	0	2,787	1,600	△1,600			
				市債 1,600				
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 1,600]				
[4]その他教育施設災害復旧事業	431	0	431	37,660	△37,660			
				寄附金 60				

款 13 災害復旧費 項 4 文教施設災害復旧費 目 1 文教施設災害復旧費

款 13 災害復旧費

項 4 文教施設災害復旧費

目 1 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[平成30年台風第21号寄附金 60]			
				市債 37,600			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 37,600]			
(5)その他公共施設 ・公用施設災害 復旧費		0	0	17,000	△17,000		
				市債 17,000			
1)その他公共施設 ・公用施設災害 復旧費		0	0	17,000	△17,000		
				市債 17,000			
[1]清掃施設災害復 旧事業		0	0	15,400	△15,400		
				市債 15,400			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 15,400]			
[2]消防施設災害復 旧事業		0	0	200	△200		
				市債 200			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 200]			
[3]その他公共施設 災害復旧事業		0	0	1,400	△1,400		

				市債 1,400 [災害復旧事業債 公共土木施設災害 1,400]			
歳 出 合 計	25,587,907	114,339	25,702,246	464,612	△350,273		
				国庫支出金 77,101			
				府支出金 10,742			
				財産収入 68			
				寄附金 1,509			
				繰入金 1,260			
				諸収入 104,832			
				市債 269,100			

款 13 災害復旧費

項 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費

目 1 その他公共施設・公用施設災害復旧費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	3,120,900	15,665,419	3,274,200	15,818,719
(1) 土 木	169,300	3,045,653	166,700	3,043,053
(2) 農 林 水 産	22,100	101,374	25,300	104,574
(4) 公 営 住 宅	600	350,959	1,300	351,659
(6) 衛 生	623,000	1,571,916	778,400	1,727,316
(8) 消 防	26,000	142,455	22,600	139,055
2. 災 害 復 旧 債	44,000	134,011	159,800	249,811
(1) 土 木	38,000	127,011	148,600	237,611
(2) 農 林	6,000	7,000	11,200	12,200
計	4,607,063	28,237,071	4,876,163	28,506,171

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	35.0
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.5
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.2
(9) 地方特例交付金	40,578		40,578	0.2
(10) 地方交付税	2,790,961	140,570	2,931,531	11.4
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	3.9
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.4
(14) 国庫支出金	4,109,566	77,101	4,186,667	16.3
(15) 府支出金	1,911,026	10,742	1,921,768	7.5
(16) 財産収入	69,808	68	69,876	0.3
(17) 寄 附 金	164,315	1,509	165,824	0.7
(18) 繰 入 金	1,182,983	△532,879	650,104	2.5
(19) 諸 収 入	238,332	148,128	386,460	1.5
(20) 市 債	3,161,463	269,100	3,430,563	13.4
(21) 繰 越 金	9,863		9,863	—

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	25,587,907	114,339	25,702,246	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	223,101	△2,538	220,563	0.9
(2) 総務費	2,100,304	△9,056	2,091,248	8.1
(3) 民生費	10,682,800	53,076	10,735,876	41.8
(4) 衛生費	3,149,004	△9,003	3,140,001	12.2
(5) 農林水産業費	271,001	4,500	275,501	1.1
(6) 商工費	85,341		85,341	0.3
(7) 土木費	1,524,188	△5,424	1,518,764	5.9
(8) 消防費	1,002,995	△1,745	1,001,250	3.9
(9) 教育費	2,847,812	△14,713	2,833,099	11.0
(10) 公債費	2,988,039		2,988,039	11.6
(11) 諸支出金	351,445	99,242	450,687	1.8
(12) 予備費	287,000		287,000	1.1
(13) 災害復旧費	74,877		74,877	0.3
歳出合計	25,587,907	114,339	25,702,246	100.0

議案第15号

平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第3号）

平成30年度大阪府泉南市の樽井地区財産区会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		17,526	560	18,086
	1) 総務管理費	17,526	560	18,086
(2) 予備費		299,832	△560	299,272
	1) 予備費	299,832	△560	299,272
歳出合計		317,358	0	317,358

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	財産管理事業	560千円

平成30年度

大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	17,526	560	18,086		560		
(1)総務管理費	17,526	560	18,086		560		
1)財産管理費	17,526	560	18,086		560		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	560		5,897
[1]財産管理事業	17,526	560	18,086		560	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	560	一般会計への繰出金	5,897
2 予 備 費	299,832	△560	299,272		△560		
(1)予 備 費	299,832	△560	299,272		△560		
1)予 備 費	299,832	△560	299,272		△560		
[1]予備費事業	299,832	△560	299,272		△560	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	317,358	0	317,358				

款 2 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

議案第 16 号

平成 30 年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度大阪府泉南市の馬場財産区会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 31 年 3 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		1	700	701
	1) 総務管理費	1	700	701
(2) 予備費		1,298	△700	598
	1) 予備費	1,298	△700	598
歳 出 合 計		1,299	0	1,299

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	財産管理事業	700千円

平成30年度

大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	1	700	701		700		
(1)総務管理費	1	700	701		700		
1)財産管理費	1	700	701		700		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	700		
[1]財産管理事業	1	700	701		700	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	700	一般会計への繰出金	
2 予 備 費	1,298	△700	598		△700		
(1)予 備 費	1,298	△700	598		△700		
1)予 備 費	1,298	△700	598		△700		
[1]予備費事業	1,298	△700	598		△700	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	1,299	0	1,299				

款 2 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

議案第17号

平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成30年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,642千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,262,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		82,450	△15,000	67,450
	1)国庫補助金	82,450	△15,000	67,450
(4) 繰入金		783,298	△42	783,256
	1)一般会計繰入金	783,298	△42	783,256
(5) 市債		743,300	△11,600	731,700
	1)市債	743,300	△11,600	731,700
歳入合計		2,289,196	△26,642	2,262,554

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 事業費		313,516	△26,642	286,874
	1) 下水道建設費	313,516	△26,642	286,874
歳 出	合 計	2,289,196	△26,642	2,262,554

第2表 地方債

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
下水道事業	千円 733,300	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還又は満期一括償還	千円 721,700	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成30年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第5号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	82,450	△15,000	67,450			
(1)	国庫補助金	82,450	△15,000	67,450			
	1) 下水道建設費補助金	82,450	△15,000	67,450	1. 下水道建設費補助金	△15,000	公共下水道建設事業補助金補助率1/2
4	繰入金	783,298	△42	783,256			
(1)	一般会計繰入金	783,298	△42	783,256			
	1) 一般会計繰入金	783,298	△42	783,256	1. 一般会計繰入金	△42	
5	市債	743,300	△11,600	731,700			
(1)	市債	743,300	△11,600	731,700			
	1) 事業債	733,300	△11,600	721,700	1. 下水道事業債	△11,600	公共下水道事業債 流域下水道事業債 △15,000 3,400
歳 入 合 計		2,289,196	△26,642	2,262,554			

款 5 市 債 項 1 市 債 目 1 事 業 債

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 事 業 費	313,516	△26,642	286,874	△26,600	△42		
				国庫支出金 △15,000			
				市債 △11,600			
(1)下水道建設費	313,516	△26,642	286,874	△26,600	△42		
				国庫支出金 △15,000			
				市債 △11,600			
1)下水道建設費	313,516	△26,642	286,874	△26,600	△42		
				国庫支出金 △15,000			
				市債 △11,600			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△30,000		138,370
				19. 負担金、補助及び 交付金	3,358		70,130
[2]公共下水道整備 事業	181,256	△30,000	151,256	△30,000		下水道整備課	
				国庫支出金 △15,000			
				[公共下水道建設事 業補助金補助率1 / 2 △15,000]			
				市債 △15,000			

款 2 事 業 費 項 1 下 水 道 建 設 費 目 1 下 水 道 建 設 費

款 2 事業費 項 1 下水道建設費 目 1 下水道建設費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[公共下水道事業債 △15,000]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△30,000		138,370
[5]下水道事業経営 事務事業	46,577	3,358	49,935	3,400	△42	上下水道総務課	
				市債 3,400			
				[流域下水道事業債 3,400]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	3,358	南大阪湾岸流域下水道建設費負担金 1,088 南大阪湾岸流域下水汚泥処理建設費負担金 2,270	46,577
歳 出 合 計	2,289,196	△26,642	2,262,554	△26,600	△42		
				国庫支出金 △15,000			
				市債 △11,600			

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額				補 正 後 の 額			
	当 該 年 度 中	該 債 見 込	年 度 末	現 在 高 見 込	当 該 年 度 中	該 債 見 込	年 度 末	現 在 高 見 込
下水道事業債		733,300		10,110,821		721,700		10,099,221

議案第18号

平成30年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,721,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		1,163,211	8,239	1,171,450
	2)国庫補助金	260,216	8,239	268,455
歳入	合計	5,713,401	8,239	5,721,640

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 基金積立金		295,593	8,239	303,832
	1) 給付準備基金積立金	295,593	8,239	303,832
歳 出	合 計	5,713,401	8,239	5,721,640

平成30年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		1,163,211	8,239	1,171,450			
(2) 国庫補助金		260,216	8,239	268,455			
	5) 保険者機能強化推 進交付金	3,171	8,239	11,410	1. 保険者機能強化推 進交付金	8,239	
歳 入 合 計		5,713,401	8,239	5,721,640			

款 3 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 5 保険者機能強化推進交付金

歳 出

款 4 基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
4 基金積立金	295,593	8,239	303,832	8,239			
				国庫支出金 8,239			
(1) 給付準備基金積立金	295,593	8,239	303,832	8,239			
				国庫支出金 8,239			
1) 給付準備基金積立金	295,593	8,239	303,832	8,239			
				国庫支出金 8,239			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	8,239		295,593
[1] 給付準備基金積立金事業	295,593	8,239	303,832	8,239		長寿社会推進課	
				国庫支出金 8,239			
				[保険者機能強化推進交付金 8,239]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	8,239		295,593
歳 出 合 計	5,713,401	8,239	5,721,640	8,239			
				国庫支出金 8,239			

